

(1) 意見書の採択について(3件)

- ① ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を
求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

陳情団体 北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会
幹事長 三好 雅

北海道町村議会議長会 会長 渡部 孝樹

- ② 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書・・・・・・・・・・ P 3

陳情団体 福島地区連合会 会長 堀 耕一

- ③ 安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書・・・ P 4

陳情団体 渡島町村議会議長会 会長 伊藤 幸司

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の 充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

（議決年月日）

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法 25 条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、2024 年に引き上げた 50 円で、道内の常用労働者 216 万人(内パート労働者 64.7 万人)の内、60 万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

政府は 2020 年代に全国平均 1,500 円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要です。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和 7 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額 1,126 円」を下回らない水準に改善すること。
3. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道労働局、北海道地方最低賃金審査会

安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書（案）

地方においては、人口減少が激しいうえ、昨今の急激な人件費の増加、エネルギー等光熱水費及び食材料や資材価格の高騰なども相まって、現在の医療機関、とりわけ公立病院を取り巻く環境は非常に厳しいものがある。特に、これらの高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関に大きな影響が出ていることも事実である。

また、地域を守るためには、安定的な医療の確保は必要不可欠であります。診療報酬は全国一律であるのに対し、かかる費用、とりわけ医師をはじめ医療従事者の確保に要する費用は地域差があり、現在財政支援はあるものの、これですべて補うことは困難であることから、小規模自治体にとっては多大な負担となっている状況にある。

これらの状況の下、他の一般の分野では、価格転嫁という手法も取られるところであるが、公定価格により運営する医療機関は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬の設定が必要である。

よって、国においては、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう診療報酬のあり方をはじめ、地方財政措置の拡充、さらには、国による臨時的な補助制度の創設も含め、公立病院等への財政支援について、戦略的かつ継続的に対処するよう次の事項について強く要望する。

記

- 1 賃上げ並びにエネルギー、原材料及び資材価格の高騰に対する支援
- 2 医師をはじめとする医療従事者の確保に対する支援
- 3 地域の診療体制の維持に対する支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（議決年月日）

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、
財務大臣、国務大臣（経済再生担当）